連邦政府の請負業者または下請業者による雇用差別 に関する苦情申し立て

手引き書

このフォームを使用して、連邦契約遵守プログラム事務局(OFCCP)が施行する次の3つの法律のいずれかに違反している雇用主に対して苦情を申し立てることができます。

- 大統領令第11246号(改定後)、
- 1973年リハビリテーション法第503条(改定後)、および
- 1974年ベトナム退役軍人復帰援助法(改定後)。

これらの法律は、連邦政府と取引する企業が、人種、肌の色、宗教、性別、性的指向、性同一性、国籍、身体的障害、退役軍人の保護された身分に基づいて求職者や従業員を差別することを違法としています。これには、賃金およびその他の形態の報酬における差別が含まれます。また、大統領令11246号(改正後)では、連邦政府の請負業者が、報酬の照会、協議、公開について求職者や従業員を差別することが禁止されています。

加えて、これらの企業が、苦情を申し立てたこと、OFCCPの法律によって違法とされている行為や慣行に反対したこと、コンプライアンス評価や苦情調査の際に情報や支援を提供したことを理由に、求職者や従業員に悪影響を及ぼすような報復やその他の雇用行為を行うことは違法です。報復行為には、あらゆる脅迫、威嚇、強制または差別が含まれます。

一般的な手順:

フォームに記入する際は、次の情報を印字または入力してください。あなたまたは別の人と連絡を取る方法、事のいきさつ、それが差別や報復だと思う理由、その行為を行った人物、および雇用差別の申し立てを以前に別の連邦機関や地方行政機関に提出したことがあるかどうかをOFCCPに伝えてください。また、差別や報復がいつ、どこで起きたのか、それを目撃した人物、あなたに起きた出来事について情報を持っている人物がいれば説明してください。申立書には署名が必要です。提出時に署名されていない場合は、署名の記入を求めます。他の人に苦情申し立ての権限を付与している場合は、申立書に代理人の署名が必要です。

このフォームには、雇用主があなたを差別または報復したと確信する理由を選択する項目が含まれています。人種や性別など複数の理由で差別や報復を受けた可能性があると思う場合は、該当するすべての保護ベースを選択してください。

事のいきさつを説明するときは、その行為によってあなたの仕事がどのように変化したかを教えてください。例えば、仕事に採用されなかった、解雇、レイオフ、降格、または昇進を拒否された、年功序列の喪失、職務分担の変化などがあります。また、同じ仕事や類似する仕事をしている人よりも給料が安いなども考えられます。また、指導、出

産休暇、嫌がらせ、身体障害者用または宗教的儀式用の施設に関連する行為、または設備の分離といった行為があったかどうかも対象となります。

事のいきさつを説明するスペースがもっと必要な場合は、別の用紙を使用できます。記入後、その用紙を申立書に忘れずに添付してください。

退役軍人の身分が原因による差別について申し立てを行う場合は、必ず現役からの放免証明書または除隊証明書(DDフォーム214とも言う)を添付してください。いずれも提出されていない場合は、後日提出を求めます。VEVRAAによって保護されている退役軍人のカテゴリーには、傷病退役軍人、3年以内に軍務を離れた退役軍人、戦時現役または従軍記章の退役軍人、および軍隊従軍記章退役軍人などがあります。これらのカテゴリーの詳細については、OFCCPのWebサイト(

<u>http://www.dol.gov/agencies/ofccp/protected-vet</u>) を参照してください。

申し立てを提出する場所

記入した申立書は、差別があったとされる州を管轄するOFCCP地方事務所に送付する必要があります。OFCCPフォームを米国内の郵便、ファックス、または電子メールで送信してください。地方事務所と各事務所が管轄している州のリストは、OFCCPのWebサイト(http://www.dol.gov/agencies/ofccp/ask-ofccp/regional-office-directory)でご確認いただけます。

申し立てを提出する時期

人種、肌の色、宗教、性別、性的指向、性同一性、または国籍に基づく苦情については、あなたが差別または報復だと思う行動を雇用主が行ってから**180**日以内に申し立てを行う必要があります。給与についての協議、公開、または問い合わせに対する差別を主張する給与の透明性に関する苦情にも同じ**180**日の期間が適用されます。

あなたの身体的障害または退役軍人としての保護された身分に基づく苦情については、 あなたが差別または報復だと思う行動を雇用主が行ってから**300**日以内に申し立てを行 う必要があります。

プライバシー保護法声明書

このフォームを使用して情報を収集することは、OFCCPが施行する法律、改正後の1964年公民権法第7編(タイトルVII)、および改正後の1990年障害を持つアメリカ人法第1編(ADA)によって認められています。 OFCCPはこの情報を利用して、これらの雇用差別法違反の申し立てを処理し、調査を行います。OFCCPは、提訴された雇用主にこの訴状の写しを提供し、申し立てられた事項がタイトルVIIおよび/またはADAの対象となっている場合には、米国雇用機会均等委員会(EEOC)にその写しを提供します。収集された情報は、以下の目的で使用可とします。1)申し立てに関連する知識を有する可能性のある他の者に確認する。(2)雇用主との和解交渉においてまたは聴聞において証拠を提示する過程において使用する。3)申し立てを管轄する他の機関に開示する。

この情報の提供は任意です。しかしながら、情報を提供しないことで、OFCCPがあなたの申し立てを調査するのが遅れたり妨げられたりする可能性があり、また、タイトルVIIまたはADAの対象となっている事項に関しては、それらの法律のもとであなたが訴える権利に影響を与える可能性があります。

負担に関する公開文章

このフォームの完成には、手順の確認、フォームへの入力およびOFCCPへの送信にかかる時間を含めて、約1時間かかります。現在有効なOMB管理番号が表示されていない限り、この情報の収集に応答する必要がないことに留意してください。